

## WAKWAK まるらくオフィス利用規程

※「WAKWAK まるらくオフィス」は、2024年6月30日をもってサービス提供を終了します。

株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー（以下、当社といいます）は、当社が東日本電信電話株式会社（以下、NTT 東日本といいます）の提供する「まるらくオフィス」の利用を条件として提供する「WAKWAK まるらくオフィス」について、当社の提供するインターネット接続サービス「WAKWAK」の契約者（以下、契約者といいます）に対し、以下のように利用規程（以下、本規程といいます）を定めます。

本規程は、WAKWAK 利用条件等について当社が定めた WAKWAK 利用規約（以下、WAKWAK 利用規約といいます）に基づく個別規程に該当し、WAKWAK 利用規約の一部を構成します。WAKWAK 利用規約と本規程が異なる場合には、本規程が優先されます。

「まるらくオフィス」については、NTT 東日本の定める「まるらくオフィスサービス利用規約」が適用されます。契約者は本規程および NTT 東日本の定める「まるらくオフィスサービス利用規約」を、WAKWAK 利用規約とともに遵守していただきます。

（契約単位）

第1条 当社は NTT 東日本が提供する「まるらくオフィス」1 契約に対し、1 の「WAKWAK まるらくオフィス」契約を締結します。

（契約の申込）

第2条 「WAKWAK まるらくオフィス」の利用を希望する者（以下、申込者といいます）は、あらかじめ WAKWAK 利用規約および本規程（以下、あわせて本規程等といいます）、並びに NTT 東日本の「まるらくオフィスサービス利用規約」に同意し、当社が指定する所定の手続きに従って申込手続きを行っていただきます。

（適用の条件）

第3条 本サービスは NTT 東日本が提供する「まるらくオフィス」の契約が別途必要です。  
2. 「まるらくオフィス」の契約者が、「まるらくオフィス」利用料金等の消費税について免税扱いとなっている大使館および大使等に該当するときには、本サービスは提供できません。

（申込の承諾）

第4条 当社は、WAKWAK 利用規約第7条の規定にかかわらず、申込者が以下の各号に該当する場合、本サービスの申込を承諾しないことがあります。  
(1)「まるらくオフィス」の契約が成立していない、または成立する見込みがない場合  
(2)その他、業務の遂行上著しい支障がある場合

（通信品質）

第5条 当社は、契約者と NTT 東日本との間の「まるらくオフィス」の契約について、通信の品質をはじめ、何ら保証するものではありません。  
2. 申込者、契約者は、「まるらくオフィス」に関する問い合わせは、NTT 東日本に対して行うものとします。  
3. 契約者は、契約者と NTT 東日本との間で紛争が生じた場合、当該紛争が当社の責に帰すべき事由に起因する場合を除き、その両当事者間で解決し、当社は責任の一切を負わないものとします。

（本サービスの利用開始）

第6条 本サービスを新規で申込む場合、WAKWAK 利用規約第7条第1項ないし第3項の規定にかかわらず、本サービスのサービス提供開始日は、NTT 東日本の「まるらくオフィス」ご利用開始日となります。

（接続サービスコースの変更）

第7条 WAKWAK の他の接続サービスコースから本サービスへコース変更することはできません。  
2. 本サービスから「WAKWAK 光 with フレッツ II」へコース変更することはできません。「WAKWAK 光 with フレッツ II」以外の他の接続サービスコースへコース変更する場合、コース変更後の接続サービスコースに定める方法により、お客様にてコース変更手続きを行っていただきます。  
3. 本サービスにおいてオプションサービスのアドレスプラス（まるらくオフィス）を契約していた場合、本サービスコースから他の接続サービスコースへコース変更すると、アドレスプラス（まるらくオフィス）は解約となります。

（契約の解約）

第8条 契約者が本サービスの解約を希望する場合には、当社より送付する書面により解約の手続きを行っていただきます。  
2. 本サービス契約中に、「まるらくオフィス」の契約が解約された場合、当社所定の手続きに従って、本サービスのコース変更または解約を選択していただきます。  
3. 本サービスの解約日は、月の途中に解約を届け出た場合でも、月末となりますが、解約日より前に NTT 東日本にて「まるらくオフィス」の解約を行った場合は、本サービスのご利用はいただけません。  
4. 解約月の本サービスの月額基本料金および第9条に定めるオプションサービスの月額基本料金は全額請求します（日割計算等はいりません）。

（オプションサービス）

第9条 本サービスで利用可能なオプションサービスは以下の各号に定めたとおりです。

- (1) メールプラス
- (2) メールウイルスチェックプラス
- (3) メールおなまえプラス
- (4) メールおなまえプラス S
- (5) アドレスプラス（まるらくオフィス）

（契約者情報の取扱い）

第10条 契約者は、本サービスの提供を目的として、当社と NTT 東日本との間で、以下の各号に定める事項について、相互に通知することにあらかじめ同意します。

- (1) 本サービスおよび「まるらくオフィス」の申込手続きの処理状況
- (2) 本サービスおよび「まるらくオフィス」の契約の変更にかかる事実
- (3) WAKWAK および本サービスの契約内容
- (4) 契約者からの問い合わせ内容
- (5) 契約者の利用料金支払い状況

\* 本規程に記載の会社名、製品名は、それぞれの会社の商標もしくは登録商標です。

本規程は 2017 年 3 月 31 日より実施します。

表示価格は、特に記載がある場合を除きすべて税抜です。

2019 年 10 月 1 日一部改定

2023 年 6 月 27 日一部改定